

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

◇ はじめに

この貸付事業は、児童養護施設等に入所中または退所した方、里親等へ委託中または委託が解除された方を対象に各種資金の貸付けを行い円滑な自立を支援することを目的としています。

◇ 貸付けの概要

3種類の資金があり、貸付けを受ける方の状況に応じて申請できるものが異なります。

1. 生活支援費

生活費として毎月定額を貸し付けます。

対象	児童養護施設等を退所または里親等への委託を解除された者のうち、保護者からの経済的な支援が見込まれない（保護者がいない場合も含む）方で、次のいずれかに該当する方 ① 大学等へ在学している方（以下、「進学者」といいます。） ② 就職している者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある方（以下、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」といいます。）
貸付額	① 進学者：月額 5万円 ※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者（以下、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける進学者」といいます。）は、大学等に在学する期間のうち12か月間については月額8万円 ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者：月額8万円
貸付期間	① 進学者：大学等に在学する期間（原則、大学等の正規の修学期間） ※ただし、病気等による休学など真にやむを得ない事情により留年した場合その期間も含む ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者：12か月間

2. 家賃支援費

家賃相当額（上限あり）を毎月貸し付けます。

対象	① 進学者 ② 児童養護施設等を退所した者または里親等への委託を解除された者のうち、保護者からの経済的な支援が見込まれない（保護者がいない場合も含む）方で、就職している方（以下、「就職者」といいます。）
----	--

貸付額	1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費含む。） ※ただし、お住まいの地域における生活保護制度上の住宅扶助額を上限とします。
貸付期間	① 進学者：大学等に在学する期間（原則、大学等の正規の修学期間） ※ただし、病気等による休学など真にやむを得ない事情により留年した場合その期間も含む ② 就職者：退所または委託解除後から2年を限度として就労している期間 ※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、退所又は委託解除後から求職期間を含む3年を限度として就労している期間

3. 資格取得支援費

就職に必要な資格を取得する際に必要な費用を一括で貸し付けます。

対象	① 児童養護施設等に入所中または里親等に委託中の者であって、就職に必要な資格の取得を希望する方 ② 児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内であって、大学等に在学する方 (以下、①②とも「資格取得希望者」といいます。)
貸付額	実費（上限25万円） ※ただし、措置費が支弁される場合、児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金の交付を受ける場合など他の資金を受ける際はそれらの支給額を除いた額とします。
貸付期間	一括

◇ 返還免除

次の表の①～③にいずれかに当てはまる場合は、返還が全額または一部免除になります。

対象者	条件	免除の範囲
進学者	① 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ5年間引き続き就業を継続したとき。	全額
	② ①の就業期間中に、業務上の事由により死亡または心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき。	一部
就職者	② 貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき。	一部
	① 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき。	金額
	② ①の就業期間中に、業務上の事由により死亡または心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき。	金額
	② 貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき。	一部

資格取得希望者	① 就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合は、大学等を卒業した日から1年以内に就労し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき。	金額
	② ①の就業期間中に、業務上の事由により死亡または心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき。	
	① 1年以上就業を継続したとき	一部

◇ 利子・連帯保証人

どの資金も無利子です。

連帯保証人については、原則必要ですが適当な人がいないため連帯保証人を立てることができない場合でも、貸付けを受けることができます。

◇ 延滞利子

正当な理由がないにもかかわらず、返還しなければならない日までに返還を行わなかった場合は、年3.0%の割合で計算した延滞利子を徴収する場合があります。

◇ 申請に必要な書類

進学者

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金における個人情報の取扱同意書（様式第2号）
- ③ 大学等に在籍していることが確認できるもの。（ただし、入学前に申請する場合は、合格通知等進学する見込みであることが確認できるもの。）
- ④ 1月あたりの家賃相当額が確認できるもの。※家賃支援費の貸付けを希望する方のみ提出。
- ⑤ 意見書（様式第3号）※施設・里親と児相で記入
- ⑥ 同意書（様式第4号）

※貸付けを希望する方が未成年で親権者等法定代理人の同意が得られる場合のみ提出。

（同意が得られない場合は施設長の意見書を法定代理人の同意の代わりとします。）

- ⑦ 収入減少の状況に関する申立書等

※新型コロナウイルス感染症の影響による貸付申請変更の場合のみ提出。

就職者

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金における個人情報の取扱同意書（様式第2号）
- ③ 就職していることが確認できるもの。（ただし、就職前に申請する場合は、採用通知等就職する見込みであることが確認できるもの。）
- ④ 労働条件通知書等、雇用形態及び1週間あたりの労働時間が確認できるもの
- ⑤ 1月あたりの家賃相当額が確認できるもの。



- ⑥ 意見書（様式第3号）※施設・里親と児相で記入
- ⑦ 同意書（様式第4号）※貸付けを希望する方が未成年で親権者等法定代理人の同意が得られる場合のみ提出。（同意が得られない場合は施設長の意見書を法定代理人の同意の代わりとします。）
- ⑧ 収入減少の状況に関する申立書等
※新型コロナウイルス感染症の影響による貸付申請変更の場合のみ提出。



資格取得希望者

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金における個人情報の取扱同意書（様式第2号）
- ③ 児童入所施設措置費等国庫負担金によって資格取得特別加算費が支弁される場合、児童養護施設等入所児童自立支援事業補助金の交付を受ける場合にはそれらの支給（予定）状況が確認できるもの。
- ④ 取得する資格の内容及び取得費用が確認できるもの。
- ⑤ 意見書（様式第3号）※施設・里親と児相で記入
- ⑥ 同意書（様式第4号）※貸付けを希望する方が未成年で親権者等法定代理人の同意が得られる場合のみ提出。（同意が得られない場合は施設長の意見書を法定代理人の同意の代わりとします。）

◇ 申し込み先

各種資金の貸付けを申請する場合は、別紙に記載されている必要書類を施設または里親へご提出ください。
(施設や里親への提出が難しい場合は、措置元の児童相談所でも申請を受け付けています。)

◇ お問い合わせ先

(申し込みに関すること)

・社会福祉法人島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階

TEL : (0852)-32-5953 FAX : (0852) -21-0798

(このチラシに関すること・制度全般に関すること)

・島根県 健康福祉部青少年家庭課

〒690-8501 松江市殿町1

TEL : (0852) -22-5241 FAX : (0852) -22-6045